

発議案第2号

大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記議案を地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定
により、別紙のとおり提出する。

平成29年3月21日

大網白里市議会議長 岡田憲二様

提出者	議会運営委員会	委員長	倉持安幸
賛成者	議会運営委員会	副委員長	前之園孝光
	同	委員	小金井勉
	同	委員	石渡登志男
	同	委員	田辺正弘
	同	委員	佐久間久良
	同	委員	黒須俊隆

提案理由

議会改革及び議会の透明性をより高める観点から、政務活動費の使途の適正化を図るため、政務活動費の支出方法について、現行の「先払い方式」から「後払い方式」に改正しようとするものです。

別 紙

大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (案)

大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(交付対象等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政務活動費の交付対象期間は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

第3条第1項を次のように改める。

会派に交付する政務活動費は、月の初日における当該会派の所属議員の数（以下「所属議員数」という。）に月額4,150円を乗じて得た額を交付対象期間の各月ごとに算出し、当該算出して得た額を合算して得た額の範囲内とする。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条第1項中「毎年度、」を「当該年度の」に改め、同条を第5条とする。

第3条の2第1項中「に対する政務活動費は、」を「に交付する政務活動費は、交付対象期間の各月の初日に在職した月数に」に改め、「4,150円」の次に「を乗じて得た額の範囲内」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第4条とする。

第9条の見出しを「(実績報告)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第6条の規定による決定の通知を受けた会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費の交付の対象となる政務活動を完了したときは、当該決定の日が属する年度の3月末日までに、当該政務活動費に係る支出の報告書（以下「実績報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

第9条第2項及び第3項中「収支報告書」を「実績報告書」に改める。

第13条を第15条とし、第12条中「収支報告書」を「実績報告書」に改め、同条を第14条とする。

第11条（見出しを含む。）中「収支報告書」を「実績報告書」に改め、同条を第13条とする。

第10条を次のように改める。

(決定の取消し及び返還)

第10条 議長は、偽りその他不正の手段により政務活動費の交付を受けたと認めるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、政務活動費の交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に政務活動費が交付されているときは、会派の代表者又は無党派議員に対し、期限を定めて、当該政務活動費の返還を求めるものとする。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条第3項の規定により議長から実績報告書の送付を受けたときは、交付すべき政務活動費の額を確定し、別に定める様式により会派の代表者又は無党派議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者又は無党派議員は、市長が別に定める日までに、別に定める様式により市長に政務活動費の支払を請求するものとする。

2 市長は、前条の請求があったときは、会派の代表者又は無党派議員に対し、速やかに政務活動費を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による施行前の大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。